

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

52 住宅改造助成 (福祉局高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者に適するように改造する場合の費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図ります。

1 内容

助成の対象工事は高齢者の自立が助長され、または介護者の負担が軽減される工事です。ただし、介護保険住宅改修費の給付対象となる工事は原則、対象外です。訪問調査の上、身体状況に応じて必要な工事が対象となります。工事の具体的な内容については、住宅改造相談センターにてご相談に応じます(助成は、原則として1世帯につき1回です。)

改造箇所	内容<例>
玄関・廊下	拡幅
居室	間仕切りの変更・撤去
階段	階段昇降機(リフト)
浴室	浴槽の取替(段差解消目的以外)、★浴槽の取替(段差解消目的)、浴室の拡張(介護者が入れない場合等)
便所	温水洗浄便座(排泄処理不可能な場合のみ)
洗面所	車椅子対応洗面台
屋外	★通路整備、★屋外手すり(屋内は介護保険で)
その他	水栓の変更

★については、介護保険の利用を優先してください。

2 助成額

工事に要した額(※)と助成上限額(30万円)を比較して低い方の額に、下記の助成率を乗じた額

※ 介護保険住宅改修の対象となる工事については、この助成においては10万円が限度となります。

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 など	100%
	【B】:市民税世帯非課税	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税	
第4・5段階	本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で所得200万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で所得200万円以上300万円未満	10%
第9～15段階	本人が市民税課税で所得300万円以上	助成対象外

※第1段階の【A】・【B】の区分は事業独自の区分です。

3 対象者

市内に居住し、介護保険における「要支援1・2」「要介護1～5」に認定された65歳以上の人。ただし、介護保険料第9段階以上の人は対象外です。

4 利用方法

事前申請が必要ですので、対象工事に着工する前に、各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P131参照)

住宅改造相談センター TEL 731-3511(福岡市市民福祉プラザ3階、P59参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

53 住宅改造相談センター (福祉局高齢福祉課)

身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合、改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行っています。

1 相談日時

月曜日～金曜日：午前10時～午後5時

※土日、祝日、年末年始(12月28日～1月3日)及び毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)を除きます。

2 相談方法

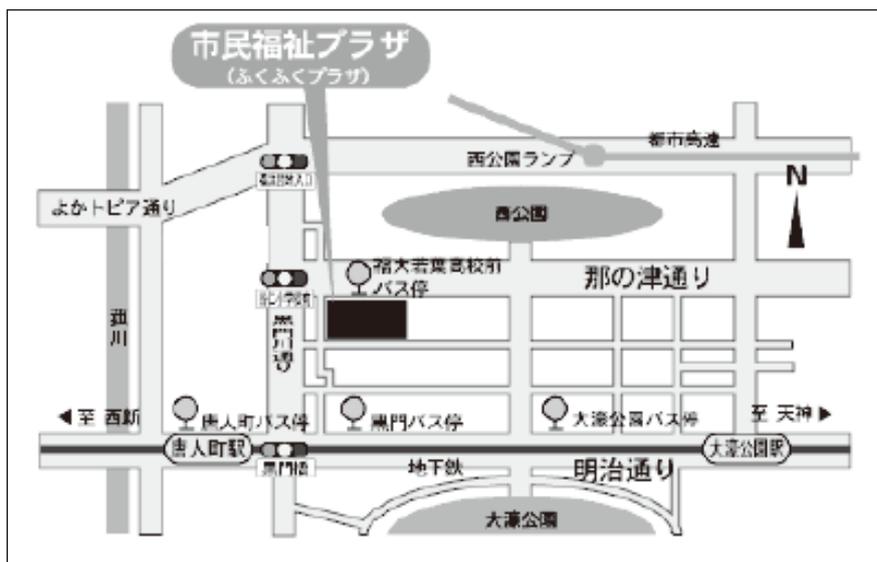
来所または電話により、専門の相談員(建築士、介護支援専門員の資格を持った介護福祉士等)が相談をお受けします。

【問い合わせ先】

福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 731-3511

FAX 731-5361



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

54 市営住宅への入居申込みについて (住宅都市局住宅運営課)

年4回(5月・8月・11月・2月)実施している市営住宅の入居者募集(抽選方式)において、高齢者の申込みにも優遇制度を設けております。

なお、市営住宅への入居申込みには、収入基準などの要件があります。

1 対象世帯

(1) 別枠募集

次のいずれかに該当する世帯を対象に、一般世帯とは別枠で募集しています。募集住宅は、高齢者・身体障がい者の人に配慮した仕様となっています。

① 申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」だけで構成されている世帯

② 身体障害者手帳1級から4級までの人がいる世帯

※60歳以上の人で配偶者がいない場合は、単身での申し込みができます。

(2) 抽選優遇

一般世帯と一緒に募集している住宅に、申込者が60歳以上で、同居する親族が「配偶者」「60歳以上の人」「18歳未満の人」だけで構成されている世帯が申し込む場合、抽選番号を通常よりも多く割り振ります。

※募集住宅は一般仕様の住宅です。

2 費用(敷金・家賃)及び緊急連絡先

入居には家賃の3か月分の敷金が必要です。

家賃は世帯の所得や住宅の広さなどにより算出されます。

また、緊急連絡先の登録をお願いしています。

3 申込方法

募集期間に下記のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) 各区情報コーナー、入部・西部出張所、情報プラザ、なみきスクエア、福岡市住宅供給公社募集課で配布する申込書に必要事項を記入し、福岡市住宅供給公社(市営住宅センター)に郵送。

(2) 福岡市住宅供給公社ホームページ(下記 URL)から申込画面に進み、必要事項を入力して申込み。

福岡市住宅供給公社ホームページ <http://www.nicety.or.jp/>



読み取り
QRコード

また、上記の抽選方式の他にも、「ポイント方式による募集」や「随時募集」(いずれも要件あり)により対象住宅への申込みを受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡市住宅供給公社募集課 TEL 271-2561 FAX 272-5030
(博多区店屋町4-1 冷泉ハープビル1階)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

55 高齢者向け優良賃貸住宅 (住宅都市局住宅計画課)

市が認定した高齢者仕様の民間賃貸住宅の家賃の一部助成を行い、高齢者の居住を確保できる住宅の供給促進を行います。

1 内容

高齢者向け優良賃貸住宅は、バリアフリー化され、緊急時対応サービスが利用可能な高齢者向けの賃貸住宅です。一部の物件では家賃減額補助を行っています。(認定物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・福岡市内に住所または勤務箇所を有する人
- ・自ら居住するため、住宅を必要とする人(セカンドハウスは認められません。)
- ・入居の申込み時に、60歳以上であること。ただし、夫婦で入居する場合は、どちらかが60歳以上であること。
- ・自立した日常生活を営むことができる人

住宅によって入居者の所得制限や家賃の補助を受けられる所得の範囲が異なりますので、個別にご確認ください。

3 費用

高齢者向け優良賃貸住宅は管理期間が管理開始から20年と決まっているため、管理終了時には家賃補助も終了します。

家賃減額補助の補助額については、入居世帯の収入等に応じて変わりますので、入居審査後に決定します(家賃減額補助は、ネズバン桜坂のみ実施しています。)

4 申込方法

入居者募集については空室がある住宅ごとに随時行っております。下記の書類を管理会社へ提出して入居申込みを行っていただき、審査後に管理会社と賃貸借契約を行ってください。

＜申込時に提出していただく書類＞

- ・入居申込書 ・住民票(入居予定者全員で続柄の記載されているもの) ・前年の所得証明書など

【認定物件一覧】

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	管理期間※
シニアズハウス トリニテ千早	24	東区千早5丁目2-22	092-982-3636	令和15年6月30日まで
ナイスティ吉塚駅南	24	博多区千代1丁目1-63	092-271-2892	令和6年8月21日まで
ネズバン桜坂	16	中央区桜坂1丁目6-33	092-735-7020	令和6年8月31日まで

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

56 サービス付き高齢者向け住宅 (住宅都市局住宅計画課)

構造・設備やサービスなど一定の基準を満たすサービス付きの高齢者向け民間賃貸住宅を登録して物件の情報を提供します。

1 内容

サービス付き高齢者向け住宅とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービス等を提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことのできる環境を備えた住宅です。(登録物件は下記のとおりです。)

2 対象者

原則として、次に該当する人です。

- ・60歳以上の人または要介護・要支援認定を受けている人
- ・同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている親族

3 費用

敷金、家賃、共益費、サービスの対価などの費用がかかります。住宅によって金額は異なりますので、個別にご確認ください。

4 申込方法

入居契約を管理会社などで行っていただきます。

【登録物件一覧】

(令和6年4月1日現在)

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
シニアズハウス トリニテ松崎	27	東区松崎 2丁目 7-21	092-663-0500	入居可
あすなろ青葉	41	東区青葉 1丁目 4-1	092-692-5860	
やすらぎの家Ⅱ	25	東区多々良 1丁目 17-8	092-673-3345	
アソシエ御島崎	24	東区御島崎 2丁目 3-5	092-663-1134	
シニアズハウス トリニテ千早	56	東区千早 5丁目 2-22	092-410-1000	
寿らいふ アクアヴィラ香椎浜	201	東区香椎浜 3丁目 3-3	0800-111-6511	
いきいきハウス箱崎	21	東区箱崎 6丁目 18-9	092-651-5615	
コンフォートよつば	14	東区唐原 3丁目 6-16	092-674-3266	
カームネス友彩	30	東区下原 1丁目 20-57	092-681-6221	
香住ヶ丘 杜の家	64	東区香住ヶ丘 1丁目 7-10	0120-878-823	
アソシエ 大樹	43	東区若宮 2丁目 40-8	092-674-4570	
サンルームほほえみ	18	東区菅松 3丁目 3-17	092-621-8021	
ちはやふる和	8	東区千早 2丁目 21-7	092-674-3335	
桜寿のさと松島	53	東区松島 2丁目 9-10	092-624-1810	
ココファン香椎駅前	77	東区香椎駅前 1丁目 7-7	092-681-7007	
プラチナ・シニアホーム博多	60	博多区竹下 4丁目 14-37	092-409-5611	
メディケアホーム南福岡	58	博多区銀天町 2丁目 2-6	092-558-6021	

地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日	
ラガーナ板付	51	博多区板付 2 丁目 13-28	0120-525-101	入居可	
さわやか立花弐番館	103	博多区大字立花寺 179-64	092-931-8080		
知行庵	40	博多区金の隈 1 丁目 28-48	092-580-8108		
想美	50	博多区諸岡 1 丁目 24-25	092-588-6161		
ユトリア博多	32	博多区博多駅南 3 丁目 4-36	0120-092-080		
ファミエールよしづか	30	博多区吉塚 7 丁目 2-16	092-623-0560		
アットホーム福岡	35	博多区千代 1 丁目 1-55	092-631-1007		
桜寿のさと	45	博多区吉塚 4 丁目 12-25	092-260-8863		
スマイル板付	40	博多区板付1丁目 5-9	092-436-2526		
ケアスタ福岡	11	博多区千代1丁目 30-25	092-631-1007		
グランメゾン迎賓館 福岡小笹	53	中央区小笹 2 丁目 12-11	0120-086-165		
すまいるほーむ小笹	20	中央区小笹 5 丁目 20-11	092-477-7040		
ハーヴェスト西公園	24	中央区伊崎 6-21	092-720-5050		
ハーヴェスト高砂	54	中央区高砂 2 丁目 1-23	092-521-3823		
クラシオン小笹山手 1 番館	18	中央区小笹 4 丁目 5-1	092-781-8012		
ココファン福岡清川	66	中央区清川 2 丁目 5 番 34 号他	0120-937-584		令和 7 年 4 月
えがおで寺塚1番館	74	南区寺塚 2 丁目 20-1	0120-3456-11		入居可
アソシエ中尾	32	南区中尾 3 丁目 9-12	0120-793-111		
ハーヴェスト高宮	81	南区向野 1 丁目 22-1	092-553-0700		
メディカルケアシニアホーム高宮	49	南区大楠 3 丁目 13-25	092-532-5570		
ささえあい太陽まとは	43	南区的場 2 丁目 37-2	092-588-7811		
ディーフェスタ福岡南	54	南区中尾 3 丁目 43-2	0120-062-620		
アルファリビング博多南	42	南区弥永 3 丁目 3-1	0120-559-338		
グランドマスト大橋南	47	南区和田 3 丁目 26-7	092-557-1065		
えがおで寺塚 2 番館	64	南区寺塚 2 丁目 11-11	0120-3456-11		
メディカルケアレジデンス福岡南	48	南区三宅 3 丁目 23-18	092-408-5199		
ココファン福岡那の川	56	南区那の川 2 丁目 1-16	0120-982-155		
ひいの邸	40	城南区樋井川 4 丁目 9-15	092-874-2000		
グランジュテなの花	40	城南区西片江 2 丁目 13-5	092-864-1001		
ホスピコート 長尾	43	城南区長尾 1 丁目 19-15	092-862-1111		
レイクサイド桜庵	13	城南区片江 5 丁目 1-49	093-777-2581		
プラチナ・シニアホーム田島	64	城南区田島 5 丁目 11-2	092-407-2591		
グランドハウス梅林	38	城南区梅林 4 丁目 6-14	092-873-1105		
ながおの郷	40	城南区樋井川 4 丁目 4-21	092-866-5500		
カルナス別府	69	城南区別府 4 丁目 12-23	0120-428-310		
ヴィレッジすみれⅡ	32	早良区田隈 2 丁目 23-12	092-874-0220		
ラソーレ早良南	37	早良区重留 2 丁目 5-5	092-804-2266		
東風	22	早良区東入部 8 丁目 17-26	092-804-3852		
やまびこ	30	早良区南庄 2 丁目 8-3	092-407-3820		
アソシエ南庄	30	早良区南庄 1 丁目 18-3	092-406-0227		
サポートタウン クレアたぐま	48	早良区田隈 2 丁目 22-18	092-874-9303		
安心の住まいパインガーデン室見	55	早良区室見 2 丁目 15-27	092-847-1515		

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

名称	戸数	所在地	問い合わせ先※	入居開始予定日
安心の住まいパインガーデン藤崎	26	早良区弥生 2 丁目 3-25	092-847-1518	入居可
ディエス有田	82	早良区有田 7 丁目 2-3	092-852-7711	
けらけらの森	37	早良区田村 4 丁目 18-1	092-874-0080	
エフコープ結(ゆい)次郎丸	35	早良区次郎丸 4 丁目 10-50	092-874-0095	
ココファン福岡西新	48	早良区高取 1 丁目 1-49	0120-509-558	
そんぼの家 S 姪浜	143	西区石丸 3 丁目 38-7	0120-37-1865	
日の出会 こもれび	22	西区野方 1 丁目 16-26	092-812-2585	
かりん	53	西区戸切 2 丁目 13-27	092-811-3111	
ほっとライフ伊都	43	西区今宿西 1 丁目 17-6	092-834-3307	
グランメゾン迎賓館 福岡伊都	30	西区飯氏 940-1	0120-085-165	
まほろばの里 なの国	40	西区拾六町団地 2-18	092-892-3206	
グランヴィル鳳凰館 福岡周船寺	59	西区周船寺 3 丁目 6-35	0120-087-165	
いと楽し	31	西区徳永北 1-52	092-802-0701	
メディケア福岡西	51	西区拾六町 5 丁目 18-10	092-895-2070	
ほっとライフ今宿	52	西区今宿 3 丁目 28-8	092-407-4165	
グランヴィル野方	20	西区野方 1 丁目 13 番5号	092-831-8521	

※問い合わせ先に記載している電話番号は、管理会社等の電話番号です。

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589

57 住まいサポートふくおか (住宅都市局住宅計画課)

65歳以上の方、障がいのある方で住み替えでお困りの方を対象に、民間賃貸物件への入居に協力する「協力店(不動産事業者)」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体(民間企業 NPO など)」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居をコーディネートします。

1 相談期間

月曜～金曜:午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

2 対象者

- ・市内の民間賃貸住宅などの物件を探している人で、65歳以上の人のみで構成される世帯(65歳以上の人と障がい者など配慮が必要な人のみで構成される世帯も含まれます。)
- ・障がい者の単身世帯又は障がい者を含む世帯

3 費用(自己負担)

情報料は無料 ※各種サービスに必要な費用は、利用者の負担となります。

【相談窓口・問い合わせ先】

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 事業開発課 住まい・まちづくりセンター
福岡市市民福祉プラザ 4階 TEL 720-5356 FAX 751-1509

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

5 住宅に関する支援

58 高齢者世帯住替え助成事業 (住宅都市局住宅計画課)

居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、または建替えなどにより住替えが必要な高齢者世帯の住替えを支援するため、一定の要件を満たす高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成します。

1 事業の概要

(1) 対象者

福岡市内の民間賃貸住宅に転居する 65 歳以上のひとり暮らし世帯または 65 歳以上の人と次のいずれかの同居者のみで構成される世帯。

- ・配偶者
- ・60 歳以上の親族
- ・60 歳未満の親族で、要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者である者
- ・65 歳以上の方(要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る)の介護を行う必要がある 60 歳未満の親族

※その他、所得や転居後の住宅の要件など、一定の要件を満たしている必要があります。

(2) 助成対象経費

申請者が事業者(不動産会社、引越し業者)に支払う経費で、以下のものが助成対象です。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	・礼金 ・仲介手数料 ・家賃債務保証料 ・住宅保険料 ・転居前の住宅に係る原状回復費用	・敷金 ・契約時に払う家賃、共益費、管理費 ・鍵交換費用 ・住宅の清掃またはクリーニング費用
引越し費用	・引越し運送費用 ・荷造りや荷解きに係る費用 (人件費や梱包資材に係る費用など) ・エアコン等(転居前住宅から移設したものに限る)の取り外し・取り付けに係る費用 ・引越しに伴う不用品の処分費用	・引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ・公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ・ご近所への挨拶品の手配等に係る費用 ・引越しに係る友人等への謝礼金

(3) 助成額

助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額 10 万円)

※子育て世帯と同居・近居の場合、上限額にそれぞれ5万円が引き上げられます。

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に 100 円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

2 利用方法

詳しい申請方法や助成要件は、お問い合わせください。(申請は引越し日から 5 か月以内)

【問い合わせ先】

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 TEL 711-4279 FAX 733-5589